

登別市福祉のまちづくり条例（案） 解説編

市民一人ひとりが住み慣れた地域で、互いの人格と個性を尊重しながら、共に生きるという意識は、まちづくりの基本です。

子どもから高齢者まで、障がいのある人もない人も、女性も男性も、そして登別を訪れる人も、共に支え合う地域社会を目指し、差別や偏見のないぬくもりある福祉社会を築き上げることが私たち市民の願いです。

しかし、私たちの住む地域社会における課題としては、少子高齢化や核家族化の進展及び価値観や生活様式の多様化等による人と人とのつながりの希薄化、経済情勢の低迷や雇用環境の悪化等による経済的な不安や社会保障に対する不安等が挙げられます。

このような様々な課題に対応していくためには、行政による対象者ごとの公的サービスに加え、市民一人ひとりが人権と価値観を尊重して思いやりの心を持ち、地域で何らかの支援が必要な人たちを市と市民との協働により支え合う仕組みをつくり、市民誰もが自分らしい生活を送ることができる心の通い合う地域社会を築いていくことが求められます。

そのためには、市は、現状と将来を見据えて、福祉教育の充実や交流の促進等によりノーマライゼーション理念の普及啓発を図るとともに、福祉を支える人材や組織の養成及び財源確保等に努める必要があります。一方、市民は、地域に関心を持ち、地域のことを知り、地域で支え合う活動を行うことが必要となります。

私たちは、このような考え方に立って、それぞれの役割を自覚し、共に力を合わせて福祉のまちづくりに取り組むため、この条例を制定します。

【前文】

前文では、「誰もが住み慣れた地域で、お互いを尊重しながら、共に支え合う地域社会」を築いていくことが市民の願いであると整理しています。

そして、そのような地域社会を築いていくため、私たちは個々の役割を認識しながら、共に力を合わせて福祉のまちづくりに取り組むことを宣言しています。

(※) ノーマライゼーション理念

この言葉の起源としての福祉的な定義は、「障がい者と健常者が分け隔てなく普通に共存できる社会こそがノーマル(正常)であるという考え方」というものです。

この条例では、前文に記載のとおり、「子どもも高齢者も、障がいのある人もない人も、すべての人が共に支え合うことができる地域社会」という考え方と整理しています。

(目的)

第1条 この条例は、福祉のまちづくりに関し、その基本理念及び基本的事項を定めるとともに、市民、事業者及び市の役割を明らかにすることにより、福祉のまちづくりを市民、事業者及び市が協働で推進し、市民誰もが安心して暮らすことができる地域社会を築くことを目的とする。

【第1条 目的】

この条例の目的は、福祉のまちづくりに関する「基本理念及び基本的事項」を定めるものであること、また、「市民、事業者及び市の役割を明らかにすること」と整理しています。そして、そのことが、福祉のまちづくりを協働で推進することにつながるものと整理しています。

(基本理念)

第2条 福祉のまちづくりの基本理念は、次に掲げるものとし、市民、事業者及び市は、この理念に基づき、協働して福祉のまちづくりの推進に努めなければならない。

- (1) 市民は、地域社会の一員として尊重され、生涯を通じて自らの尊厳を保ち、互いに認め合いながら自立していくよう努めなければならない。
- (2) 事業者は、地域社会の一員として自己の能力を発揮し、互いに協力して、誰もが安心して暮らすことができる地域社会の実現に努めなければならない。
- (3) 市は、誰もが安心して暮らすことができる地域社会の実現のため、公平性及び公益性に重きを置き、必要な施策を総合的かつ効果的に実施するよう努めなければならない。
- (4) 市民、事業者及び市は、行動を妨げる偏見等の心理的障壁や建物等における物理的障壁の除去に取り組み、市民が自らの意思で自由に行動し、社会参加できる環境づくりの推進に努めなければならない。

【第2条 基本理念】

福祉のまちづくりを協働して推進していくために必要となる基本理念を整理しています。第1号は「市民」、第2号は「事業者」、第3号は「市」、そして第4号は「市民、事業者及び市」を主語として、それぞれ整理しています。

(定義)

第3条 この条例において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 福祉のまちづくり すべての市民が互いの人権と価値観を尊重し、地域社会の一員として自己の能力を発揮することにより、共に支え合い助け合いながら自立した生活を送ることができ、自らの意思で地域社会づくりに参加し、誰もが安全に安心して暮らし、又は訪れることができるまちづくりをいう。
- (2) 市民 市内に在住し、若しくは通勤若しくは通学する個人又は団体をいう。
- (3) 事業者 市内に事務所又は事業所を有する法人又は個人をいう。
- (4) 障がい者、高齢者等 障がい者、高齢者、妊産婦その他の日常生活又は社会生活において制限を受ける者をいう。

- (5) 公共的施設 病院、百貨店、ホテル、飲食店、学校、共同住宅、道路、公園その他の多数の者の利用に供する施設で北海道福祉のまちづくり条例施行規則（平成9年北海道規則第144号）別表第1に定めるものをいう。
- (6) 公共的車両等 一般旅客の用に供する鉄道の車両、自動車、航空機等で次に掲げる公共的車両等をいう。
- ア 鉄道に関する技術上の基準を定める省令（平成13年国土交通省令第151号）第2条第12号に規定する旅客車
 - イ 軌道法施行規則（大正12年内務省・鉄道省令）第9条第1項第17号（ロ）に規定する客車
 - ウ 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する自動車
 - エ 道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車
 - オ 海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第5項に規定する一般旅客定期航路事業の用に供する旅客船
 - カ 航空法（昭和27年法律第231号）第2条第17項に規定する定期航空運送事業の用に供する航空機のうち旅客の運送の用に供する飛行機
- (7) 公共的工作物 信号機、バスの停留所、案内標識及び公衆電話所をいう。
- (8) 公共的施設等 公共的施設、公共的車両等、公共的 work物及び住宅（共同住宅を除く。）をいう。

【第3条 定義】

条例で使用する言葉のうち、定義付けを必要とするものについて説明しています。

第1号の「福祉のまちづくり」では、市民ばかりではなく「当市を訪れる人」も含めて、「誰もが安全に安心して暮らし、訪れることができるまちづくり」と整理しています。

第4号の「障がい者、高齢者等」は、「障がい者、高齢者、妊産婦のような方々で、日常生活又は社会生活において制限を受ける方」という意味になります。

第5号の「公共的施設」は、病院、百貨店、ホテルなどの建築物（施設）、道路、公園、路外駐車場などを指します。

第6号の「公共的車両等」について、ア～カは次のものを指します。

- ア 鉄道事業で使用される機関車、旅客車、貨物車
- イ 機関車、客車、貨車
- ウ 乗合バス、路線バス
- エ タクシー
- オ フェリー
- カ 飛行機

第8号の「公共的施設等」は、第5号から第7号までの言葉を使用して、定義しています。なお、この「公共的施設等」という言葉は、続く第4条から第6条において使用しています。

(市民の責務)

第4条 市民は、一人ひとりがまちづくりの主体であることを自覚し、福祉のまちづくりについて理解を深め、積極的に取り組むとともに、互いに協力して福祉のまちづくりに寄与するよう努めなければならない。

2 市民は、生涯を通じて自らの尊厳を保ち、互いを尊重しながら、自立していくよう努めなければならない。

3 市民は、誰もが安全かつ円滑に公共的施設等を利用することを妨げてはならない。

4 市民は、市が実施する福祉のまちづくりに関する施策に協力するよう努めなければならない。

【第4条 市民の責務】

市民の責務について整理しています。

第1項では、市民一人ひとりがまちづくりの主体であり、協力して福祉のまちづくりに寄与する（役立つ・貢献する）よう努めることを記載しています。

第2項では、互いを尊重しながら、自立していくよう努めることを記載しています。

第3項では、誰もが安全・円滑に公共的施設等を利用できるように配慮することを記載しています。

第4項では、市が行う福祉のまちづくりに関する施策に協力するよう努めることを記載しています。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、地域社会の一員であることを自覚し、事業者としての専門性を活かして福祉のまちづくりに積極的に取り組むとともに、互いに協力して福祉のまちづくりに寄与するよう努めなければならない。

2 事業者は、自ら設置し、又は管理する公共的施設等について、すべての人が安全かつ容易に利用できるよう、その整備に努めなければならない。

3 事業者は、市が実施する福祉のまちづくりに関する施策に協力するよう努めなければならない。

【第5条 事業者の責務】

事業者の責務について整理しています。

第1項では、事業者は地域社会の一員であることを自覚し、協力して福祉のまちづくりに寄与する（役立つ・貢献する）よう努めることを記載しています。

第2項では、すべての人の利用に配慮した公共的施設等の整備に努めることを記載しています。「すべての人が安全かつ容易に利用できる」という言葉は、ユニバーサルデザイン理念を表しています。

第3項では、市が行う福祉のまちづくりに関する施策に協力するよう努めることを記載しています。

(※)ユニバーサルデザイン(理念)～すべての人が安全かつ容易に利用できるように、製品、建造物、生活空間などをデザインすること。

(市の責務)

- 第6条 市は、市民及び事業者の参加と協力のもとに、公平性及び公益性に重きを置き、福祉のまちづくりに関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施するよう努めなければならない。
- 2 市は、福祉のまちづくりに関する施策に、市民及び事業者の意見を反映するよう努めなければならない。
- 3 市は、市民及び事業者の福祉のまちづくりに関する活動に対し、必要に応じて支援及び協力するよう努めなければならない。
- 4 市は、自ら設置し、又は管理する公共的施設等について、すべての人が安全かつ容易に利用できるよう、その整備に努めなければならない。
- 5 市は、福祉のまちづくりのために広域的な取組を必要とする施策について、国及び北海道その他の地方公共団体（以下この項において「国及び北海道等」という。）と連携して、その推進に努めるとともに、必要に応じて国及び北海道等に対し、制度の改善その他必要な措置を要請するものとする。

【第6条 市の責務】

市の責務について整理しています。

第1項では、市は、福祉のまちづくりに関する施策を策定し、その施策を実施することを記載しています。

第2項では、施策の策定にあたっては、市民及び事業者の意見を反映することを記載しています。

第3項では、市民及び事業者の福祉のまちづくりに関する活動に対し、支援及び協力することを記載しています。

第4項では、すべての人の利用に配慮した公共的施設等を整備することを記載しています。「すべての人が安全かつ容易に利用できる」という言葉は、ユニバーサルデザイン理念を表しています。

第5項では、広域的な取組を必要とする場合には、国及び北海道等に対し、制度の改善などを要請することを記載しています。

(施策の基本方針)

第7条 市は、次に掲げる基本方針に基づき、果たすべき責務を認識し、福祉のまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するよう努めるものとする。

- (1) 市民一人ひとりが地域社会の一員として尊重され、自己の能力を発揮し、共に支え合い助け合って、誰もが安心して暮らせるまちづくりの推進
- (2) 市民一人ひとりが自立し、自由に社会参加することができるまちづくりの推進
- (3) 市民及び事業者がその果たすべき責務を認識し、自主的かつ積極的に参画することができるまちづくりの推進
- (4) 市民、事業者及び市が互いに協力及び連携し、一体となったまちづくりの推進

【第7条 施策の基本方針】

市は、次の基本方針に基づいて、福祉のまちづくりに施策を推進することを記載しています。

第1号は、誰もが安心して暮らせるまちづくり。

第2号は、自由に社会参加することができるまちづくり。

第3号は、自主的かつ積極的に参画することができるまちづくり。

第4号は、一体となったまちづくり。

(情報の提供)

第8条 市は、市民及び事業者が福祉のまちづくりに関して理解を深め、自発的に活動することを促進するため、必要な情報及び学習機会の提供に努めるものとする。

- 2 市は、市民及び事業者と連携し、福祉のまちづくりに関する情報共有に努めるものとする。

【第8条 情報の提供】

第1項では、市は、市民及び事業者が福祉のまちづくりに関して理解を深め、自発的に活動できるように、必要な情報提供などを行うことを記載しています。

第2項では、福祉のまちづくりに関する情報共有について記載しています。

(推進体制の整備)

第9条 市は、市民及び事業者と互いに協力及び連携し、福祉のまちづくりを推進するための体制を整備するものとする。

【第9条 推進体制の整備】

市は、市民及び事業者と協力・連携して、福祉のまちづくりを推進する体制を整備することを記載しています。

(財政上の措置)

第10条 市は、福祉のまちづくりを推進するために、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

【第10条 財政上の措置】

市は、福祉のまちづくりを推進するため、必要な財政上の措置を講ずることを記載しています。

(意識の啓発)

第11条 市は、すべての市民が互いの人権を尊重し、思いやりのある福祉の心の醸成及びノーマライゼーション理念の浸透が図られるよう、地域福祉を推進する団体と連携し、啓発に努めるものとする。

2 市民及び事業者は、支え合いの大切さを理解し、自らきずな意識を高めるよう努めるものとする。

【第11条 意識の啓発】

第1項では、市は、他者への思いやりのある福祉の心の醸成や、ノーマライゼーション理念の浸透のため、地域福祉を推進する団体と連携して、意識の啓発を行うことを記載しています。

第2項では、市民及び事業者は、支え合い・助け合いの大切さを理解して、きずな意識（支え合いの基となる、他者とのつながりの意識や連帯の意識）を高めることを記載しています。

(福祉教育の充実)

第12条 市は、幼児教育、学校教育、社会教育等の機会を通じて、思いやりのある福祉の心を育むために、地域福祉を推進する団体と連携し、福祉教育の充実に努めるものとする。

2 市民及び事業者は、福祉活動を実践するために、福祉教育に積極的に参加するよう努めるものとする。

【第12条 福祉教育の充実】

第1項では、市は、思いやりのある福祉の心を育むため、地域福祉を推進する団体と連携して、福祉教育を充実させることを記載しています。

第2項では、市民及び事業者は、福祉活動を実践するために、積極的に福祉教育に参加することを記載しています。

(交流の促進)

第13条 市民、事業者及び市は、互いを尊重しながら、福祉のまちづくりに関して理解を深められるよう、多様な交流の促進に努めるものとする。

2 市は、市民及び事業者が交流を通じて福祉活動の大切さを理解し、福祉活動を実践できるよう、必要な情報及び機会の提供に努めるものとする。

【第13条 交流の促進】

第1項では、市民、事業者及び市は、福祉のまちづくりに関する理解促進のために、多様な交流の促進を行うことを記載しています。「多様な」という言葉は、例えば、高齢者と子どもとの交流や、障がいのある方とない方との交流などを含めたあらゆる交流という意味です。

第2項では、市は、市民及び事業者が福祉活動の大切さを理解し、福祉活動を実践できるよう、交流の促進に関する情報及び機会を提供することを記載しています。

(男女共同参画社会の形成)

第14条 市民、事業者及び市は、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）の基本理念に基づき、社会のあらゆる分野において男女共同参画社会の形成促進に努めるものとする。

【第14条 男女共同参画社会の形成】

男女共同参画社会基本法に基づき、市民、事業者及び市は、あらゆる分野において、男女共同参画社会の形成促進に取り組むことが必要であると記載しています。

(就業機会の促進)

第15条 事業者及び市は、障がい者、高齢者等がその能力に応じ、就業の機会が得られ、その職業の安定が図られるよう、必要な支援に努めるものとする。

2 事業者及び市は、障がい者の雇用機会を確保するとともに、職場環境の整備を図り、その雇用の安定に努めるものとする。

3 事業者及び市は、高齢者が自らの豊富な知識及び経験を活用して生きがいをもって暮らせるよう、就業機会の提供に努めるものとする。

4 事業者及び市は、女性と男性の平等な雇用機会を確保するとともに、職場待遇の改善等により、職業生活の充実が図られるよう努めるものとする。

【第15条 就業機会の促進】

第1項では、「障がい者、高齢者等」への就業の支援について記載しています。

第2項では、「障がい者」への雇用機会の確保などについて記載しています。

第3項では、「高齢者」への就業機会の提供について記載しています。

第4項では、「女性と男性の」平等な雇用機会の確保などについて記載しています。

(防災上の相互支援)

第16条 市民、事業者及び市は、互いに協力及び連携して、障がい者、高齢者等の災害時の安全確保に努めるものとする。

2 市は、災害に備えて防災意識の啓発を行うとともに、市民及び事業者と連携し、障がい者、高齢者等に配慮した支援体制づくりに努めるものとする。

【第16条 防災上の相互支援】

第1項では、災害が発生した場合には、市民、事業者及び市は、協力・連携して「障がい者、高齢者等」の安全確保に努めることを記載しています。

第2項では、市は、災害に備えて防災意識の啓発を行うことと、市民及び事業者と連携して「障がい者、高齢者等」のことを考慮した（災害の備えとしての）支援体制づくり（支援の仕組みづくり）を行うことを記載しています。

(防犯活動の推進)

第17条 市民、事業者及び市は、市民が安心して日常生活を送ることができるよう、互いに協力及び連携して、防犯活動の推進に努めるものとする。

2 市は、防犯意識の啓発を行うとともに、安全な生活環境づくりに努めるものとする。

【第17条 防犯活動の推進】

第1項では、市民、事業者及び市は、協力・連携して、防犯活動を推進することを記載しています。

第2項で、市は、防災意識の啓発や、安全な生活環境づくりを行うことを記載しています。

(人権擁護意識の啓発等)

第18条 市民、事業者及び市は、誤解、偏見、理解不足等から生じる差別をなくすため、互いに連携して、人権擁護意識の啓発に努めるものとする。

2 市民、事業者及び市は、人権擁護の意識を高め、児童又は障がい者、高齢者等へのいじめ又は虐待、配偶者等からの暴力等の人権侵害を未然に防止するよう努めるものとする。

3 市は、児童又は障がい者、高齢者等へのいじめ又は虐待、配偶者等からの暴力等の人権侵害の発生に際しては、関係機関と連携して情報共有を図り、適切に対応するよう努めるものとする。

【第18条 人権擁護意識の啓発等】

第1項では、市民、事業者及び市は、誤解や偏見などから生じる差別をなくすため、人権擁護意識の啓発を行うことを記載しています。

第2項では、市民、事業者及び市は、児童や障がい者、高齢者等へのいじめや虐待、配偶者などからの暴力といった人権侵害を未然に防止することを記載しています。

第3項では、市は、関係機関と連携して情報共有を行い、それらの人権侵害に対して適切に対応することを記載しています。

(地域福祉の推進)

第19条 市は、福祉のまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この条例の理念をもとに、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の地域福祉計画を定めなければならない。

- 2 市は、市民及び事業者と協働して、地域福祉計画を策定しなければならない。
- 3 市は、地域福祉計画を策定したときは、当該計画を公表しなければならない。
- 4 市は、地域福祉計画について、その進捗状況を検証しなければならない。

【第19条 地域福祉の推進】

市は、この条例の理念をもとに、市民及び事業者との協働により「地域福祉計画」を策定することなどを記載しています。

(地域福祉計画に定める基本的事項)

第20条 市は、地域福祉計画において社会福祉法第107条に定めるもののほか、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 子育てに関すること。
- (2) 健康増進に関すること。
- (3) 障がい者福祉に関すること。
- (4) 高齢者福祉に関すること。
- (5) 男女共同参画に関すること。
- (6) 安全・安心な生活に関すること。
- (7) その他市長が特に必要と認めるもの

【第20条 地域福祉計画に定める基本的事項】

地域福祉計画に定める基本的事項について記載しています。

(委任)

第21条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

【第21条 委任】

この条例に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めることを記載しています。